事　　務　　連　　絡

平成２５年６月６日

各居宅サービス事業者　様

三重県健康福祉部長寿介護課長

「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

基準要綱」の追加について（通知）

平成２５年４月１日から施行した「三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（三重県条例第１４号）」の下記の条文について、要綱を追加しましたので通知します。

記

１．第１２８条第1項（通所リハビリテーション計画の作成）

医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

【追加する要綱】

（通所リハビリテーション計画の作成）

第６条　条例第１２８条第１項に規定する「共同して」のあり方については、通所リハビリテーションの提供にあたる従業者が、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めるための会議を開催したうえで、通所リハビリテーション計画を作成するよう努めることとする。

２　前項に定める会議については、事業所における規則等により、開催方法及び構成員等を定め、その位置づけを明確にすることが望ましい。

※現在の第６条（その他）は、第７条とする。

事務担当　三重県健康福祉部長寿介護課

居宅サービス班　山中

電話０５９－２２４－２２６２

ファックス０５９－２２４－２９１９